

陣頭立車事、所々皆可存陽明門儀也。公卿車ハ、彼門ノ北ニ轅ヲ東ニテ南上立之、宰相ノ車ハ、公卿ノ車ニ相對テ、轅ヲ長ニテ立之、藏人頭車ハ、大路中央ニ相當額間、轅ヲ東ニテ立之、殿上人ノ車ハ、自大宮東傍近衛大路北、轅ヲ北ニテ西上立之、准之。

閑院ニテハ、公卿車ハ、東三條北面ニ轅ヲ北ニテ西上立之、宰相車ハ、西洞院ヨリ東、置路ヨリハ北ニ、轅ヲ東ニテ西上立之也。自三條坊門面參時ニハ、公卿以下車、自坊門ハ北、自置路西北上立之也。准此等儀者、御車ヲバ東三條北面ニ雖可立之、若關白并大臣等被參會之時、下部之中、不慮之狼藉出來トテ、置路北可宜之由申也、且可隨時事歟。

任本儀、尊者車向門前。

〔大鏡二太政大臣基經〕御いへは、堀川院と閑院とにすませ給ひしを、○中堀川院は地形のいといみじき也、大饗のをり、殿ばらの御車のたちやうなどよ、尊者の御車は、川よりひんがしにたて、うしはみはしのひらきばしらにひきつなぎ、ことかんだちめのくるまをば、川より西にたてたるがめでたきを、尊者の御車の、べちにことに見ゆるは、こと所は侍らぬものをやと見給ふるに、○下

新車乘始

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕  
造車并乘吉日

寅申 己亥 子午 丙丁 壬癸 吉也  
卯酉 辰戌 庚戌 巳 壬癸 吉也  
就破危除閉皆凶、甲日、不作車甲寅凶、甲

〔飾抄下〕一車

新車乘始故實

久安五十廿五、或秘記曰、午剋、師長乘新車也、依未造了、無輪云々、先日禪閣○藤原命曰、乘新車之時、不必有輪之由、故殿御命也。